

2005年6月15日

国会議員各位

働くもののいのちと健康を守る全国センター理事長 福地 保馬
全国労働組合総連合議長 熊谷 金道
全国過労死を考える家族の会代表世話人 新田 笑子

製造業等での重大災害を多発させ、過労死・過労自殺を増加させる労働安全衛生法等の改悪と「年間総実労働時間 1,800 時間」の国際公約を反故にする時短促進法の廃止に反対する要請書

政府は3月4日に「労働安全衛生法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、5月17日に衆議院本会議で趣旨説明が行われました。しかしこの法案は、下記の要請事項にありますように、JR西日本の脱線事故など頻発する重大災害の防止対策が不十分であること、過労死・過労自殺の予防にならないこと、時短促進法の廃止は労働時間の短縮を求める働くものの要求に逆行することなど、多くの問題点があります。しかも本来は別々に提案され慎重審議されなければならない労働安全衛生法、労災保険法、労働保険徴収法、時短促進法の4つの法律「改正」案が一括して提案されています。

会期延長が検討されていますが、会期延長をせずこの法案を廃案とし、以下の要請事項に従い、提案者に対して、抜本的に法案を見直すよう、貴職が働きかけることを要請します。

記

1. 労働安全衛生法「改正」案について

機械等の設置の届け出義務免除を削除すること。

「改正」案は「労働災害の要因となる危険性・有害性に係る調査及び低減措置を拡充するとともに、こうした措置を適切に実施していると認められる事業者について機械等の設置に係る事前の届出を免除」するとしている。事前届け出制は設備・機械の安全性をチェックする上で不可欠な措置であり、事業者の自主性を過大に評価する法改正には反対である。機械等の設置の届け出義務免除を削除すること。

製造業等も労働安全衛生法30条の特定元方事業者とし安全衛生管理体制を強化すること。

「改正」案では、「混在作業における労働災害の防止のため、製造業の元方事業者が作業間の連絡調整等を行う」としているが、元方事業者の責任が連絡調整だけでは不十分である。製造業等の事業場で派遣労働者を使用し、また、業務請負業に業務を請け負わせる元方事業者は、派遣、請負などすべての労働者の安全衛生管理に責任をもつよう、建設業・造船業に適用される労安法30条(特定元方事業者等の講ずべき措置)の適用事業場とするか、製造業等の生産現場の実態を踏まえた類似の規定を設けること。

月45時間以上の残業で産業医の面接指導を法律に明記するなど、実効ある過重労働・メンタルヘルス対策とすること。

今回の法「改正」は、「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」(2002.2.12

基発第 0212001 号通達)の水準を大きく低下・後退させるものである。「本人の申し出」「月 100 時間以上の残業」などの要件を見直し、少なくとも月の残業が 45 時間を超える労働者に事業主の責任で医師の面接指導を行うことを法律で明記すること。

2. 時短促進法の存続すること。

「改正」案では、「『年間総実労働時間 1,800 時間』を法に基づく計画目標とする労働時間の短縮のための法律から、労働時間等の設定を労働者の健康と生活に配慮したものへと改善するための法律に改正」とし、「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」を廃止し、「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」を制定するとしている。しかしパート労働者を除けば労働時間は短縮されておらず、同法を廃止する合理的理由はない。

「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」を引き続き存続させるか、改正法においても残業規制など、全労働者が「年間総実労働時間 1800 時間を達成」する実効ある措置を講ずること。

3. 通勤災害の給付基礎日額は複数事業所の賃金合算で行うこと。

労災保険法「改正」案では、「複数就業者の事業場間の移動と単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居間の移動を通勤災害保護制度の対象とする」としている。今回の法改正は当然の措置であるが、給付基礎日額の算定で複数事業場の賃金合算が見送られたことは問題である。健康保険の傷病手当金の算定と同様の取扱うこと。

4. 労災保険料メリット制の縮小・廃止すること。

労働保険料徴収法の「改正」案では、「有期事業に係るメリット増減幅(現行 ± 35%)を継続事業と同じ ± 40%にする」としている。有期事業である建設業における労災発生率が減少していることが法改正の根拠とされているが、メリット制の存在が「労災隠し」の要因ともなっており、安易に増減幅を拡大すべきでない。なお、労災防止効果を狙ったインセンティブ措置としてのメリット制は縮小・廃止し、労働保険特別会計労災勘定予算の労働災害防止対策推進費の拡充を図ること。